

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会（第58回）

令和6年4月5日

1 日時：令和6年4月5日(金)10:00～10:45

2 場所：Web会議開催

3 出席者：

(1) 構成員（敬称略）

平田 晃正(主査専門委員)、石上 忍(主査代理専門委員) 長谷山 美紀(委員)、
増田 悦子(委員)、秋山 佳春、石山 和志、上原 仁、大西 輝夫、小島原 典
子、清水 久恵、杉本 千佳、曾根 秀昭、田島 公博、堀 和行、松永 真由
美、山口 さち子、山崎 健一、山下 洋治、和氣 加奈子(以上19名)

(2) 事務局（総務省総合通信基盤局電波部電波環境課）

内藤 新一(電波環境課長)、水井 健太(課長補佐)、今泉 崇紀(監視官)、郷藤
新之助(係長)

4 議事

(1) 電波利用環境委員会報告（「電波防護指針の在り方」のうち「吸収電力密度の指針
値の導入等」）(案) に対する意見募集の結果と意見に対する考え方について

(2) 電波利用環境委員会報告（「携帯電話端末等の電力密度による評価方法」のうち
「6GHz～10GHzにおける吸収電力密度の測定方法等」）(案) に対する意見募集の結
果と意見に対する考え方について

(3) 電波利用環境委員会報告（「6.7MHz帯の周波数を用いた電界結合型ワイヤレス電力
伝送システムに関する技術的条件」）(案) について

(4) その他

【平田主査】 それでは、皆様、始めさせていただきたいと思えます。

本日は朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。名古屋工業大学の平田
でございます。よろしく願いいたします。

それでは、第58回の電波利用環境委員会を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、ご多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まずは、事務局の方から諸連絡につきましてお願いいたします。

【水井課長補佐】 総務省電波環境課の水井でございます。

本日はウェブ会議により開催しております。ご発言をご希望される場合は、挙手ボタンかチャットでお知らせいただければ幸いです。主査に順次指名いただきます。他の方が発言されていなければ、指名を待たずにご発言いただいても大丈夫でございます。ご発言の際は、カメラをオンにいただけたら幸いです。回線が不安定な場合は、音声のみで大丈夫です。

本日の出欠状況でございますが、熊田先生、曾根先生、塚原先生、山下先生がご欠席と、他の方はご出席いただいている状況でございます。また、本日、関係者といたしまして、ワイヤレス電力伝送作業班から藤野主任、庄木構成員が参加になっております。

本日の会議は公開としておりまして、傍聴の方がいらっしゃいます。

最後に、メールにてお送りいたしました本日の資料について確認させていただきます。

資料といたしましては、資料58-1から58-9までの他、参考資料58-1として最新の構成員一覧をお送りいたしております。不足がございましたら、チャット機能でお知らせいただけたら幸いです。

事務局からの連絡は以上でございます。

平田主査、どうぞよろしくをお願いいたします。

【平田主査】 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議事でございますが、(1)といたしまして、電波利用環境委員会報告(「電波防護指針の在り方」のうち「吸収電力密度の指針値の導入等」)(案)に対する意見募集の結果と意見に対する考え方についてです。

また、議事(2)でございますが、電波利用環境委員会報告(「携帯電話端末等の電力密度による評価方法」のうち「6GHz~10GHzにおける吸収電力密度の測定方法等」)(案)に対する意見募集の結果と意見に対する考え方についてです。

これらの委員会報告(案)については、本年2月29日から4月1日まで意見募集をしております。

本日は、まず、事務局の方から議事(1)及び議事(2)について、一気通貫で説明い

いただきます。その後でございますが、議事（１）の質疑応答を行いまして、さらにその後
に議事（２）の質疑をすることとさせていただきたいと思ひます。

それでは、事務局より報告をお願いいたします。

【水井課長補佐】 主査、どうもありがとうございます。

では、事務局から資料58-1に基づきまして説明させていただきます。

意見募集の結果及びそれに対する考え方でございます。

意見提出件数は7件でございました。法人・団体4件、個人が3件でございます。

簡単にご説明させていただきます。幾つかのパートに分かれておりまして、まず、全体
の部分でございます。1番、2番でございます。一般社団法人電子情報技術産業協会様、
また、KDDI様から賛同意見をいただいております。

また、次のパートは吸収電力密度の指針値の導入等の部分でございます。こちらにつき
ましても、全体的な意見といたしまして、NTTドコモ様、電波産業会様から賛同意見を
いただいております。

続きまして、第1章の部分でございます。防護指針概要でございます。個人の方から意
見をいただいております。要旨の部分、左側を軽くご説明させていただきますと、刺激作
用と熱作用しか書かれておらず、非熱作用の危険性が書かれていないのではないかと。電磁
波の非熱作用による健康影響を考慮した防護指針も作ってはどうかと。また、できるだけ
有線、線がつながっている方で、それを安全に活用してはどうかといった趣旨のことをい
ただいております。こちらにつきまして、委員会の考え方の案といたしまして、こういっ
たように書かせていただいております。今般、見直し検討は熱作用についてまず見直すも
のですということを記載しております。また、なお以下でございますけれども、生体作用
のうち、熱作用及び刺激作用につきましては、多くの研究の蓄積がございまして、電磁界
強度との因果関係がほぼ定量的に把握されていると。他方で、その他の作用につきま
しても、研究論文が報告されていることは承知しておりますけれども、いわゆる健康への悪影
響について、中程度、強いレベルの証拠を特定するには至っていないと。次のページに行
きまして、本委員会といたしましては、科学的なアプローチに基づく研究の推進を継続す
る必要があると認識するという趣旨のことを書かせていただいております。

続きまして、6番でございます。こちら一般社団法人電子情報技術産業協会様から
いただいております。こちらはいわゆる誤記の指摘でございます。それを正しく修正する
といったことが書かれております。

7番のドコモ様のご指摘も類似のものでございます。誤字を修正いたします。

8番は賛同意見をいただいております。

9番は個人の方からでございます。趣旨は、要旨が書いておりますが、マイクロ波聴覚効果についての記述が無いように思われるが、早急に研究を進め、早めの成果発表を行うようにされたいというような御意見をいただいております。これにつきましては、右側の欄でございますけれども、残されている緊急課題の例として、マイクロ波聴覚効果は挙げられていませんけれども、総務省の委託研究におきまして、いわゆるマイクロ波聴覚効果の発生メカニズムのモデル化に向けて取り組んでいると承知していると。本委員会といたしましても、研究終了後、実施機関が速やかに成果を論文として発表することを期待しているという趣旨のことを記載させていただいております。

続きまして、別添部分でございます。10番でございます。電波産業会様からのご意見です。6GHzを超え30GHz以下の周波数において、リアクティブ近傍界領域内に人体の一部が存在する可能性があるときは、吸収電力密度により評価することが望ましいという記載に対するご意見でございます。下の方に書いておりますが、10GHz超で吸収電力密度を測定する方法は議論されておらず、入射電力密度で測定することになると想定されております。入射電力密度により評価・測定することを妨げるものではないという理解でよろしいでしょうかというご意見をいただいております。ご理解のとおりですと記載しております。

続きまして、ここからパートが変わりまして、6GHz～10GHzにおける吸収電力密度の測定方法の部分でございます。こちらにつきましても、全般といたしまして、NTTドコモ様、電波産業会様から賛同意見をいただいております。11番と12番でございます。

続きまして、13番でございます。これにつきましては個人の方からでございます。いわゆる文言の一層の明確化をしてはどうかという趣旨の具体的な提案をいただいておりますので、そのように文言の一層の明確化をしたいと思いますと思っております。

14番、15番も13番と同様の個人の方からいただいております。同様に一層の明確化をしたいと思いますと思っております。

続きまして、16番でございます。NTTドコモ様でございます。ポイントは次のページの①のところでございますけれども、付録4の考え方が入射電力密度にも適用される場合、制度改正後にも中心周波数に応じて比吸収率と入射電力密度のどちらかで評価することを可能とする一定の経過措置期間を設けること。また、②制度改正後には中心周波数にかか

ならず比吸収率と吸収電力密度の両方で評価が可能な旨を認証機関や端末ベンダー等へ適切に周知されることを希望いたしますというご意見をいただいております。①につきましては、今般の検討は入射電力密度による評価方法は見直さず、吸収電力密度による評価方法を新たに導入するものであるため、経過措置期間を設ける必要はないのではないかと記載しております。②につきましては、今般の見直しの趣旨を適切に周知することが重要であると考えるところを記載しております。

いただいたご意見は以上でございます。

これを受けまして、資料58-2、58-3、58-4、58-5にそれぞれ修正部分にマーカーをつけて修正案を作っております。基本的には内容が大きく変わるようなご指摘をいただいたわけではないと思っておりますので、表現のより一層の適正化、明確化を図ったもので、資料58-6まで修正をいたしております。

説明は以上でございます。

【平田主査】 水井様、ご説明いただきまして、どうもありがとうございました。

ご意見の方を何件か頂戴しておりまして、おおむね作業班のほうで議論させていただいたことに関連するものが多かったという印象を受けております。

それでは、議事（1）について、構成員の方からご意見、ご質疑などございましたら、ご発言のほどよろしくお願いたします。いかがでしょうか。何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。上原様、お願いたします。

【上原委員】 どうもありがとうございます。TELECの上原でございます。

少し確認ですが、私どもはこの内容が制度化されると、実際に試験や認証をする際にこの方法にのっとり行うわけですが、それに関連した質問でもよろしいでしょうか。

【平田主査】 はい。少し具体的なところは分かりませんが、まず、ご発言のほどお願いただけますでしょうか。

【上原委員】 ありがとうございます。

この答申案を拝見しますと、今回、6GHz超で指針値として吸収電力密度が導入されるということで、6GHzをまたがる場合には、SARと吸収電力密度の両方を測定することになっているものと理解をしております。

具体的に申しますと、例えば無線LANのときには5,995MHzですね、チャンネル9だったと思いますが、ですと、20MHz幅ということで、6GHz超に5MHz、6GHz以下に15MHzの帯域があるということになります。これはまたがるのでSARと吸収電

力密度、両方を測定するということになるかと思いますが、その場合、判定をするのに指針値を用いると思いますが、非常に形式的な話かと思いますが、指針値は6GHz以下についてはSARのみが定められていて、6GHz以上について、吸収電力密度の指針値が設けられておりますが、5,995MHzは6GHz以上にかかっているので、6GHz以上の吸収電力密度の指針値を使って判定をしてもよいということよろしいかどうかということを確認させていただければと思います。

以上でございます。

【平田主査】 こちらは大西様の方からお答えいただいたほうがよろしいですかね。

【大西委員】 大西です。私からでも構いませんが、制度化ということなので、まずは事務局のほうからお答えいただいたほうがよろしいかと思っております。

【平田主査】 それでは、事務局の方、よろしくお願ひできますでしょうか。これは、資料58-4の付録関連の部分でしょうか。

【水井課長補佐】 まず、資料を先にお出しします。

【上原委員】 資料58-4の36ページかと思っております。

【水井課長補佐】 事務局の水井でございます。ご質問いただきましてありがとうございます。

ご指摘の点につきましては、臨時的にこの指針値を使うということになるという理解でございます。

【上原委員】 分かりました。要するに、またがる場合は両方を、5,995については6GHz超の指針を使っても構わないということですね。6GHz以下はないので、それしかやりようがないかとは思いますが。

【水井課長補佐】 この値を使うということが基本になると思っております。また、具体的には制度化の際に、総務省においてどのように制度整備するかということは改めて検討させていただきたいと思っております。

【上原委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【平田主査】 ありがとうございます。

大西様の方から補足事項とかは特にないということよろしいでしょうか。

【大西委員】 はい、特にございません。

【平田主査】 ありがとうございます。

それ以外の項目について、ご意見等ございますでしょうか。

少し私からコメントなのですが、様々な研究において、熱効果について等々のコメントもいただいておりますが、現在、ここでは書いておりませんが、WHOの方でもシステムティックレビューということで、ドシメトリ評価がしっかりしている、つまりは適切に定量化を行った上で、しっかりと生物学的な影響、悪影響があるかといったことを見ているというレビューが行われているところがございますので、その結果についても注視していければといったようには考えております。また、やはり電波の周波数なども変わってきますので、それに合わせるように研究の方も継続的に実施し、その評価を我が国におきましても注視していければといったように思っております。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議事(2)について構成員の方からという形ではございますが、先ほど議事(2)につきましても、こちらもよろしいでしょうか。議事(2)について、お話しいただくことがございましたらということですが、よろしいでしょうか。

本日は、特に修正意見はいただいておりませんので、いずれも案のとおり取りまとめることとしまして、4月9日に開催予定の情報通信技術分科会において報告したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、特に意見がないという形でございますので、そのように取り扱わせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議事(3)のほうに移らせていただきます。

議事(3)でございますが、「電波利用環境委員会報告(「6.7MHz帯の周波数を用いた電界結合型ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」)(案)についてでございます。

ワイヤレス電力伝送作業班の藤野主任より報告をお願いいたします。

【藤野作業班主任】 ワイヤレス電力伝送作業班の主任を拝命しております東洋大の藤野でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件のうち、6.7MHz帯の周波数を用いた電界結合型ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件に関する電波利用環境委員会報告(案)につきまして、全文としては資料58-6でございますけれども、本日は概要版といたしまして資料58-7に沿いまして説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をご覧くださいという具合に思います。今回の検討対象のシステムは、6.7MHz帯の周波数を用いた電界結合型ワイヤレス電力伝送システムでございます。

す。以降の説明では、これを本システムという具合に説明させていただきます。

右側の図にありますように、送電側にはレール形状の送電電極が2本配置されており、おのおの送電電極の上に受電電極板が置かれまして、この送電と受電の間で電力伝送システムとして動作するものでございます。送受電にコイルを使う磁界結合のワイヤレス電力伝送システムと比べますと、この電界結合のシステムは正確な位置決めが不要であること、送受電の電極が薄型に構成できて軽量なために敷設が容易であること、電界を介していることから、周辺金属の過熱が起きないといった利点がございます。真ん中の図にありますように、受電電力の上に搬送用、仕分用などの産業用ロボット装置がありまして、工場や物流拠点での管理環境下での利用が想定されます。送電電力は最大4 kW、動作周波数は6.765MHz～6.795MHzとなります。稼働中のロボットを停止させずに一定区間を走行する間にも連続的に非接触で給電することが可能ですので、今後のロボット化社会において必要となる技術となっております。

続きまして、2ページ目をご覧くださいという具合に思います。無線システムとの周波数共用検討について説明をいたします。

使用周波数は短波帯の6.765MHz～6.795MHzとなりますので、共用検討を必要とするシステムとしては、同一周波数帯を利用する固定・移動通信と隣接周波数帯を使用するアマチュア無線となります。

続きまして、3ページをご覧くださいという具合に思います。共用検討結果についてご説明させていただきます。

固定・移動無線との共用検討につきましては、設置環境を考慮しました離隔距離を3.5 kmと定めまして、これを満足するための漏えい電界強度を導出いたしました。ここにあります右側のグラフは、ITU-Rの勧告P.368-7に基づく地表伝搬における減衰特性となります。離隔距離が3.5 kmとなる漏えい電界強度の許容値は30 mの距離において10 mV/mとなります。本システムの放射妨害波許容値を満たすことから、問題ないという結論になりました。

また、アマチュア無線との共用検討につきまして、右にあります測定器の図でございしますが、本システムの利用周波数帯におけるスペクトラムの波形となります。帯域外への放射がかなり低いということが分かります。また、本システムをオンにしたときとオフにしたときのスペクトラムの測定結果によりまして、アマチュア無線システムの帯域における不要放射は測定受信機のノイズレベル以下でございました。以上の結果から、一般的なア

マチュア無線システムに対する本システムからの不要放射による影響は少ないという具合に考えられまして、問題ないという結論になりました。

続きまして、4ページ目をご覧くださいいただければと思います。

本システムが同じ敷地内に複数台設置された場合のアグリゲーションによります影響を検討いたしました。現在想定されている利用ケースは2つございまして、①としまして、出力4 kWの本システムを3台設置する場合、また、利用ケース②としまして、少々、小型の出力1 kWの本システムを20台設置する場合、この2通りがございます。ケース②では台数が20台と少々多いことから、放射妨害波の許容値を4 kWの許容値から6 dB下げることとしております。これらを左図のように配置しまして、送電装置の励振位相を $0 \sim 2\pi$ で振ってあげます。ランダムに設定して、1,000通り試行しました。100mの距離において合算した磁界強度の分布をヒストグラム化しまして、Rayleigh分布でフィッティングした結果、これが右の図になります。上位10%となる磁界強度というのは、4 kW単体の本システムと比較して、パターン①の場合は8.3 dB、パターン②の場合は10.54 dB増加しております。しかしながら、それぞれの発生確率はいずれも1%未満となりましたので、問題ないという結論になりました。

続きまして、5ページ目をご覧くださいいただければと思います。ここから本システムの技術的条件につきまして説明をまいります。

まず、本システムの妨害波許容値でございます。本システムの利用環境を考慮しまして、高周波利用設備の管理環境における妨害波許容値を準用しまして、これら3つの許容値を定めております。左上が電源端子における妨害波電圧、左下が30MHz以下の放射妨害波の磁界強度でございます。また、右上の方は30MHz以上の放射妨害波の電界強度となります。加えて利用周波数帯における放射妨害波としまして、右下の表に示す磁界強度を設定しております。前のページで説明しましたとおり、1 kW以下の場合にはアグリゲーションの影響を考慮しまして、許容値を6 dB下げることにしてございます。

続きまして、6ページ目をご覧くださいいただければと思います。本システムの測定法につきまして説明をさせていただきます。

既に制度化されています電気自動車用のワイヤレス電力伝送システムに適用された測定法を基に策定いたしました。最大の妨害波を捉えるために、測定条件としまして、最大電力伝送時に測定することや、送電、受電電極の位置ずれ、これは運用範囲内で測定するというようにしております。また、このシステムは受電電極の電極位置によって妨害波の強

度が変化しますので、妨害波が最大となる位置において測定するというようにしております。また、不要放射を許容値内に抑えるために、送電、受電電極のサイズを規定しております。

続きまして、7ページ目をご覧くださいいただければと思います。電波防護指針への適合性につきまして説明いたします。

これは、平成27年に一部答申をいただきました電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件に関する電波利用環境委員会での報告で明確にされましたワイヤレス電力伝送システムの電波防護指針への適合性確認を行うための評価方法にのっとり評価をいたしました。本システムは、先ほど報告の家電システム用のWPTシステム、③と技術方式が同じ電界結合型WPTですので、刺激作用と熱作用、この両方を考慮すべきであることから、この表の3つのパターンの中のパターン①を適用するという形になります。

続きまして、8ページ目をご覧くださいいただければと思います。実機をもちましてこの適合性を評価した結果をご説明させていただきます。

ロボットの横方向への漏えい電磁界、これはロボットの端から200mm、高さ100mmのところでは67.9V/m、56.6mA/mとなりまして、一般環境の電磁界強度指針値以下となりました。一般的な工場用のロボットというのは、運用安全上、歩行者等がロボットの端から数百mmに近接すると緊急停止するという仕組みになっておりますので、この値が実際の最大ばく露値という具合に想定されます。なお、ロボットの直上の電波ばく露レベルを評価した結果、325.3V/m、113.1mA/mとなりまして、電界強度は管理環境の指針値を上回りました。このことから、給電区画への人体への立入りを光センサーやカメラ、あるいはレーダー等で確実に管理、制限する必要があるとの結論に至りました。

以上、駆け足でございましたが、6.7MHz帯の周波数を用いた電界結合型ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件に関する電波利用環境委員会報告（案）についてのご説明を終わります。

【平田主査】 藤野先生、大変ご丁寧に説明いただきましてありがとうございます。

それでは、議事（3）につきまして、構成員の方々からご意見、ご質問などがございましたら、ご発言のほどよろしくお願いたします。石上先生、お願いたします。

【石上主査代理】 すみません、1点教えていただきたいのですが、スライドの3枚目でございますが、共用検討の際の離隔距離ですね、無線局の設置環境を考慮した所要離隔距離を3.5kmと定めたといったご説明いただきましたが、この3.5kmという根拠、どう

いった形で3.5 kmといったように設定したのか教えていただければ幸いです。

【藤野作業班主任】 これにつきまして、事務局さん、説明できますでしょうか。

【今泉監視官】 事務局、今泉と申します。よろしくお願いいたします。

この3.5 kmの離隔距離でございますけれども、前回制度化をいたしました一般向け6.7 MHz帯のWPTの際に共用検討相手とこの離隔距離で合意したものでございます。具体的な相手先のことについては申し上げられませんが、そういった形で決定させていただいたものでございます。

【石上主査代理】 ありがとうございます。

【平田主査】 それでは、田島様、お願いできますでしょうか。

【田島委員】 田島です。ありがとうございます。

私も今のページでお聞きしたいと思ったのですが、その3.5 kmとなる漏えい電界強度の許容値は10 mV/m、@30 mと書いてあるんですが、この30 mという数字はどこから来ているのでしょうか。P. 368-7にそういった許容値の規定があるのでしょうか。

【藤野作業班主任】 これも事務局さん、お願いできますでしょうか。

【今泉監視官】 事務局、今泉です。

これにつきましては、右上の図が少し小さく、もしかしたら見えづらいかもしれませんが、離隔距離が3.5 kmになるところを赤い線に沿って10 m換算すると10 mV/mになるというところがございます。

【田島委員】 それは理解できたのですが、30 mでそれを算出しているというのは、そこに多分、何らか許容値の規定があるのかなというふうに想像したんですけれども、そういうことなのでしょうか。

【今泉監視官】 はい、その理解で問題ないかと思います。

【田島委員】 承知しました。

【平田主査】 それでは、山崎様、お願いいたします。

【山崎委員】 ありがとうございます。電力中央研究所、山崎です。ご説明ありがとうございます。

私もこのページで、確認なのですが、右下のスペクトラムアナライザの波形なのですが、これは中心周波数が6.7 MHzで、スパン500 Hzと読めばよろしいのでしょうか。縦軸です。

【今泉監視官】 そのとおりでございます。

【山崎委員】 1マスは10dBでよろしいですか。50dBか60dB、少し周波数がずれると低下するという理解でよろしかったですか。

【今泉監視官】 そのとおりでございます。今、縦軸が少し私にもすぐには申し上げられないのですが、庄木様、お分かりになりますでしょうか。

【庄木構成員】 庄木です。

すみません、少し図が小さくて申し訳ございません。報告書の方にもう少し詳細な図が出ていて、今、それを見ております。報告書の方に書いています。縦軸のスペンは10dBですね。

【山崎委員】 分かりました。

【庄木構成員】 小さくて申し訳ございません。

【山崎委員】 いえいえ、ありがとうございます。

【平田主査】 ありがとうございます。

それ以外、何かございますでしょうか。それでは、田島様、改めてお願いいたします。

【田島委員】 度々すみません。これはスライドの4ページになるのでしょうか。アグリゲーションのところなのですが、100mの距離における合算した磁界強度を検討されていて、ああ、すごく大変だったのだろうと思うのですが、100mの距離で磁界を検討されるというのは、これは周波数的なものですかね。この周波数だったら幾ら離れても磁界強度で評価すると、そういった理解でよろしいでしょうか。

【今泉監視官】 事務局、今泉です。

そのとおりでございます。

【田島委員】 そう思ったのは、その前のページの共用検討のところは電界で、これはRの規定でそうなったのですが、6.7MHzを30mの距離で磁界で評価していて、一方で4ページ目のアグリゲーションのところは磁界での評価をされているということで、電界の評価は必要ないのでしょうかというのが質問になります。

【今泉監視官】 事務局、今泉です。

庄木様、お答えできますでしょうか。

【庄木構成員】 庄木です。

許容値を決めるときには電界で検討いたしましたが、最終的に全て磁界に落とし込んでいます。基本的に今回の6.78MHz帯の許容値も、この周波数帯は磁界で設定していますので、アグリゲーションの検討も磁界で検討しています。

【田島委員】 分かりました。どうもありがとうございました。

【庄木構成員】 お答えになっていますか、よろしいですか。

【田島委員】 ええ、はい、承知しました。

【平田主査】 ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。

それでは、平田のほうから1点だけ確認をさせてください。

最初の1ページのところで、伝送するイメージ図がございました。この伝送する条件なのですが、必ずルールの上に乗っているということは前提だと思いますが、少し運搬物などがあったり、ロボットが少し左右にずれたりといったことはないのでしょうか。と申しますのも、それによって漏えい磁界などが変わる可能性がひょっとしたらあるのかなと思っただけで、どのような条件で運用されるかということも何かありましたら教えていただくと助かります。

【今泉監視官】 こちらについても、実際に利用される庄木様、お答えいただけますでしょうか。

【庄木構成員】 横ずれに関しては、数値がどこかに書いてあったと思いますが、今、すぐに出てきませんが、基本的にずれて動作しないときは、その時点で伝送しませんので止めます。その辺の安全性は確保した上で使うという前提になっています。具体的な数字をどこかに書いていたかと思いますが、少し今出てきませんが、そういった状況です。

【平田主査】 承知しました。詳細な検討が加えられた上で出ている数字だということので安心いたしました。ありがとうございます。

他よろしいでしょうか。出てきますか。よろしいでしょうか。私のほうも後ほど詳細な数値については改めて確認させていただこうと思っております。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、議事(3)に関する今後のスケジュールについて説明をお願いします。

【水井課長補佐】 事務局でございます。では、(3)につきましてご説明させていただきます。

まず、本日、58回の委員会を開かせていただきました。「吸収電力密度の指針値の導入等」委員会報告取りまとめ、また、「6GHz～10GHzにおける吸収電力密度の測定方法等」委員会報告取りまとめをいただいたと認識しております。これにつきましては、上の段に行きますけれども、4月9日、第179回の情報通信技術分科会におきまして答申案件として

報告させていただく予定でございます。

また、下でございます、「6.7MHz帯の周波数を用いた電界結合型ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」委員会報告案取りまとめ、こちらにつきましては、これからパブリックコメントにかける予定でございます。具体的には、4月12日から5月16日の予定でございます。この後、59回の委員会におきましてパブリックコメントを踏まえた議論をいただきまして、6月の情報通信技術分科会で答申案件としてご報告いただけないかと思っております。

以上でございます。

【平田主査】 水井様、どうもありがとうございました。

それでは、最後に委員会の次回の開催について、事務局のほうから改めてご連絡をお願いできますでしょうか。

【水井課長補佐】 事務局でございます。電波環境課、水井でございます。

本委員会の次回の開催につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、5月下旬を予定しております。改めて事務局から日程調整の連絡等をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

【平田主査】 承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、本委員会で用意した点は以上でございます。ありがとうございました。

それでは、これにて第58回の電波利用環境委員会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。また、ありがとうございました。